

令和7年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和7年3月21日（金曜日）

○日時 令和7年3月21日 午後3時05分開会

○場所 議場

○議件

1. 網走市破砕・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託プロポーザルについて

○出席委員（7名）

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員（7名）

石垣直樹
小田部 照
澤谷淳子
立崎聡一
深津晴江
松浦敏司
山田庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
生活環境課長	寺口貴広

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務課係長	和田亮
総務課係	早渕由樹

午後3時05分開会

○永本浩子委員長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは、議件1、網走市破砕・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託プロポーザルについて説明を求めます。

○後藤利博副市長 網走市破砕・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務の公募型プロポーザルにおける審査の内容について御説明をいたします。

お手元に配布しております資料を合わせて御覧いただきたいと思います。

本件プロポーザルに至った経緯でございますが、網走市が平成30年に設置いたしました最終処分場の埋立量は計画を上回り、このペースでは令和10年度中に満了になると推定をされておりました。

令和6年3月に網走市廃棄物最終処分場の延命化計画を策定しまして減容化に取り組んでいるところでございますが、併せて計画を進めておりました広域による中間処理施設の建設に遅れが見込まれ、さらなる延命が求められることとなりました。このようなことを受けまして、破砕・リサイクル施設及び最終処分場の維持管理を一体として進め、最終処分場の延命化のために優れた技術力と経験を有する事業者を募るために公募型プロポーザル方式を採用し、選定作業を進めたものでございます。

プロポーザルへの参加表明は2事業者であり、この事業者が審査の対象となりました。

審査日は2月19日ございまして、審査委員は私を含め資料に記載のとおり10名、並びに当日は2名のオブザーバーの参加により、提案内容の説明とその審査を実施いたしました。

プロポーザル審査の内容について御説明をいたします。

それぞれの企画提案書の写し、提案者資料の写し、並びに議事録の写しを合わせて御覧いただきたいと思います。

審査項目につきましては、大きく4つの項目で審査をいたしました。1つ目は企業評価、2つ目は業務実施体制、3つ目は提案内容評価、4つ目は価格評価でございます。

それぞれ第1提案者、第2提案者、一番目の企業評価と2番目の業務実施体制につきましては、提案者資料による、その中に添付されている事業者概要

書、各施設維持管理実績、財務諸表、業務実施体制表、さらに質疑応答の内容により審査を実施いたしました。

次に、3. 提案内容評価でございます。これは、本件プロポーザルに提案のありました事業者の専門的な知見並びに技術の内容の提案を受けたものでございます。細分化の評価項目といたしまして、1つは効率的な施設運営、人員の配置について、2つ目は破碎・リサイクル施設における減容効果について、3つ目は最終処分場における減容効果について、4つ目は独自技術提案について、これが提案の内容評価の項目でございます。

次に、4つ目として価格評価でございます。これにつきましては、提案者資料による見積書がございしますので、その金額により審査をいたしました。

質疑応答でございます。質疑応答につきましては、10名の審査委員皆さんがそれぞれ質問をいたしました。

質疑応答の内容の詳細につきましては議事録に搭載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

あわせて、オブザーバーからの感想についても議事録に搭載をしております。

第2提案者につきましてはの評価、1つ目の企業評価、2つ目の業務実施体制については、第1提案者と同じく、提案者資料による事業者概要書、各施設維持管理実績、財務諸表、業務実施体制表及び質疑の応答により審査をいたしました。

提案内容の評価の第1提案者と同様の細分化1つ目は、法律的な施設運営人員の配置についての提案を受けました。

次に、破碎・リサイクル施設における減用効果の提案を受けました。

次に、最終処分場における減容効果の内容の提案を受けました。

次に、独自技術提案を受けました。

4つ目の価格評価には、提案者資料による見積書により審査をいたしました。

質疑応答につきましては、同じく10名の審査員皆さんが質問を、それぞれ質問をしたところでございます。詳細は議事録に搭載のとおりでございます。同じくオブザーバーの感想についても議事録に記載のとおりでございますので、御確認願います。

次に、審査の結果でございます。

以上説明をいたしました内容を踏まえ、審査委員

が各項目に従って採点をいたしました。

資料のプロポーザル表を御覧ください。審査は点数制であり、1人100点が満点であり、10人で合計1,000点となる審査内容でございます。

審査項目は全部で11項目でございまして、審査票にその内容を記載しているところでございます。御確認を願います。

審査の結果につきましては、第1提案者総点数851件、第2提案者総点数704点となりました。

この結果により、最優秀提案者、これは第1提案者でございます愛和産業株式会社、次に、優秀提案者、これは第2提案者となりますCity環境株式会社決定いたしました。

以上が審査と結果の内容でございます。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは、ただいまの説明に対して質疑等ございますでしょうか。

○里見哲也委員 ちょっと質問なんですけれども、このオブザーバーの方2名はお詳しい方というふうにお見受けしますが、この方はどの程度専門的なのでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 オブザーバーにつきましては、オーツク総合振興局環境生活課の主観ということで、北海道の廃棄物を担当している部署の職員の方と、あとは、株式会社ホクスイ設計コンサルという網走市の延命化計画を策定したり、残業量測定などの支援業務を委託している事業所の方になります。

○里見哲也委員 進め方の手順でちょっと聞きたいんですけども、点数の結果はもちろん、合計は一番先に公表されていますが、質疑のやり取りがあって、オブザーバーの質問があって、その後にそれぞれ10名の方が点数をつけたという、こういう流れなのかそこが聞きたいですね。

○寺口貴広生活環境課長 流れといたしましては、提案者の説明後各委員が質疑を行いまして、提案者が退出した後に各委員が採点をしておりますけれども、その際にオブザーバーに意見を求めて発言をいただいたということとなっております。

○里見哲也委員 採点をしてからオブザーバーが質問した、そういうこと、採点の後。

○寺口貴広生活環境課長 オブザーバーは質問しておりませんで、委員が採点をしている途中、最中に意見、感想を述べていただいたところでございます。

○里見哲也委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○村椿敏章委員 今回の資料、細かい部分まで出していただきました。

審査結果の報告書から含めて、議事録も出していたんですけれども、やはり私が気になるのが、予特のときに話をさせてもらった業務責任者、作業員の配置ですか、要は2番の業務実施体制の一番上のところ、ここが業務遂行上必要な知識と実績を有する現場責任者、作業員が配置され、適正な実施体制を有する、またはその見込みがあるかというところだと思うんです。資料の様式6、その部分に書いてあるんですけれども、愛和産業さんで言えば業務責任者が3名になっています。そして、第2提案者のほうは7名となっています。第1提案者が3名、それから第2提案者が7名というふうになっております。

また、作業員の配置についてですが、先日話していたように、第1提案者は名簿がなく、口頭でそろえますというだけであります。そして、第2提案者は今までの実績がありますから、すでに名簿は提出されています。そういう意味で、この第2提案者の名簿が何人になっているのか、ちょっとまず確認したいと思います。

○寺口貴広生活環境課長 まず、様式6のお話がございましたが、この様式6につきましては、配置予定技術者届出ということで、参加資格の中で幾つかこういう資格はある人を配置してくださいというようなことを明記しているんですが、その資格を持っている方も届出ということにまずなります。ですので、実施体制につきましては、その前のページの様式5がそれぞれの実施体制がなるところでございます。

従業員確保のお話がただいまございましたけれども、新たに受託される事業者からは一応確保の目処はついたとの報告は受けているところで、来週中には従業員名簿が提出される見込みというふうに聞いております。

○村椿敏章委員 そうしたら来週中、今日は金曜日ですから、来週中という来週の早いうちに出てくるというような形なんですかね。来週中だったらかなり遅いんじゃないですかね。

○寺口貴広生活環境課長 そこにつきましては、私どもとしてもなるべく早く出すように要求していきたいというふうには考えております。

○村椿敏章委員 今私が聞いたのは、第2提案者の名簿は過去に出てきていると思うんです。その人数は何人なのかというのを確認したかったんです。

○寺口貴広生活環境課長 正確な人数についてはちょっと手元に資料はございませんが、仕様に規定している人数は満たした形で名簿は出てきているふうに把握しております。

○村椿敏章委員 そうですね、仕様書の人数、約34名だったと思いますけれども、そこに匹敵する人数だったと思うということです。そういった意味で、先ほどの業務責任者が片や3名で、第2提案者が7名だというのが判断基準ではなく、その資格があるかどうかというところを確認するために出してもらっていますよということなんでしょうが、例えばそれだとしたら、最低でも同じ点数になるんじゃないのかなと。そっちで言えばですよ。業務責任者の部分で言えばね。だけれども、名簿のほうで言えば、片や口頭で、そしてもう片方は34名ほどの人数が入っているんじゃないかということですから、そういうものがあるということはわかっているでしょうから、そういった中でね、第1提案者が42点で、第2提案者が39点という点数なんですよ。これは本当にどんな評価をしたのかなというところが気になるわけですよ。どうしてこうなったのか伺いたいと思います。

○寺口貴広生活環境課長 こちらの42点ですとか39点、それぞれ点数がついておりますけれども、こちら、各委員の採点、合計ですので、個々の委員の判断もあるところですので、なぜこのような点数になったかということについてはなかなかお答えしにくい面もあるところでございます。

○村椿敏章委員 なかなかお答えできないと言うけれども、誰が見ても責任者の人数と、そして名簿のことを考えたら、第2提案者のほうが高くなるんじゃないんですか。これがならないというのは、わからないというのは、それは説明できていないということだと思うんですよ。

○寺口貴広生活環境課長 先ほども申しましたけれども、様式6につきましては業務責任者の届出ではなくて、必要とする資格を有している方の届出になりますので、そこにつきましては、両者とも必要な資格者はそれぞれ配置しているというところは確認をまず取れているところでございます。

あとはもう1つ、様式5のほうで業務の実施体制のほうを示しておりますけれども、こちらにつきま

しては、どちらのほうにもそうですけれども、それぞれ包括の責任者というものがいて、それぞれその下に破碎・リサイクル施設最終処分上の業務上の責任者を配置しているというところで、業務の実施体制としては両者にそう大きな違いはないのかなというふうには把握していたところです。

○村椿敏章委員 そういうふうに言いますけれども、様式6は配置予定技術者届ですよね。ですから、その会社に技術者が何人いるかということです。やはり技術者が多ければ多いほどいいでしょうし、そして第2提案者のほうは資格、また免許の種類とかでは、その場所によってなのかわからないですけれども、持っている資格もそれぞれちよつとずつ違ったりして、非常によくできているんじゃないのかなと私は見て取ったわけです。

先ほど言っていた、その1人1人の点数がどうだったかということはわかりません。というか、わからないわけではないと思います。そこにあるんでしょうけれども、ここでは黒塗りになっていますからね。私たちには見えない。だけれども、これだと説明したことにならないですよ。どうでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 資格のお話の部分でございますが、今回、廃棄物技術管理者という資格を有している方を配置してもらうことになっているんですけれども、その中で行きますと、破碎・リサイクル過程と最終処分場過程というそれぞれ2つの資格がありますが、そちらで申しますと、第1提案者は、最終処分場のほうの有資格者が11名、リサイクル施設のほうが8名、それぞれ有している方がいらっしやいます。第2提案者のほうでは、最終処分場のほうが4名、破碎・リサイクル施設のほうが5名ということで、その資格に関して言えば、第一提案者のほうが多い技術職員を会社として有しているというふうに判断したと思います。

○村椿敏章委員 だから第2提案者のほうが人数を揃えているということを今言われたんじゃないですか。

○永本浩子委員長 村椿委員、第1提案者のほうが多いという答弁だったかと思いますが。

○村椿敏章委員 第1提案者のほうは、でも3人で、資格はいろいろ持っているかもしれないけれども3人ですよ。

○寺口貴広生活環境課長 議事録の9ページ、下のほうですね、これ第1提案者との質疑の記録でございますが、委員が廃棄物技術管理者、破碎・リサイ

クル過程と最終処分場過程、それぞれ何名配置していますかという質問に対しまして、最終処分場は11名、リサイクルは8名ということでお答えをいただいております。同様の質問を第2提案者にもしております、そちらのほうは14ページの下段、一番下のほうですね。そこで行きますと、最終処分場のほうが4名、リサイクルについては5名ということでお答えをいただいております、事業者として有している有資格者につきましては第1提案者のほうが多いということが、この質疑の中で確認ができたというところでございます。

○村椿敏章委員 有資格者がいますかと聞かれて、その人数を第1提案者の方には言われている。最終処分場は11名、リサイクルは8名。でもそれって本当だったら、ここの技術者のところに書いてくるものではないんですか。

○寺口貴広生活環境課長 この様式の技術者届につきましては、実際に配置をする予定の方、配置予定技術者届ですので、実際配置する予定の資格を持っている人を書いているというところでございます。

○村椿敏章委員 そうですよ。だから、これね、様式6は最終処分場のほうに配置予定したい技術者は3名だということなんですよ。何人いますかって聞かれて、11名いますって言って、だけどこっち3名しか書いていなかったら、網走に来るのが3名となるじゃないですか。そうじゃないですか。

○寺口貴広生活環境課長 こちら、第1提案者の方は、お一人で複数の資格を有している方が、こちら3名とも複数の資格を有している方です。第2提案者のほうを確認しますと、それぞれ皆さん複数有している方もいらっしやいますけれども、資料を見るとお一人で1つの資格という方もいらっしやいますので、そういった面からも人数が多くなっているのかなというふうには見たところでございます。

○村椿敏章委員 そういう面で言ったら、やっぱり第2提案者のほうがうまく動かせるんじゃないかというところ、これで読めると思うんですよ。なのになにでこうなったのかということなんです。そこを私は聞いているんです。

○寺口貴広生活環境課長 有資格者は当然配置をしなければならぬですけれども、そこは作業に必要な人員が確保できれば、予定技術者の人数の多い少ないによって、多いから有利だとか、そういうことではないのかなというふうに判断したところです。

○村椿敏章委員 それではですね、ちよつと納得が

いかないですがけれども、私が聞きたいのは、結局12人の審査員が点数をつけた上で、この合計になったわけですね。41点というのは、4点の人が10人いれば、ここ、5、4、3、2、1というふうに入れることになると思うんです。a、b、c、dだったかな。それが点数になっていると思うんですが、要は4点の人が10人でも40点しかならない。41点ということは、1人は5点をつけているというふうに読み取れるかなと。また、第2提案者のほうも、5点の人が1人いたとしてもいいんですけれども、この様子を見てね。だけれども38点にするには、4点の人は6人で、3点の人が3人、そういうふうになるかなと思うんです。これ内訳はどういうふうになっているんですか。

○寺口貴広生活環境課長 資料にもお示ししておりますけれども、内訳の分については今回公表していないというところですので、お答えしかねるところでございます。

○村椿敏章委員 やはりこのプロポーザルは公平性と透明性に欠けている、そういうプロポーザルだったと言えるんじゃないですか、それを見せられないというのは、公平性と透明性をちゃんとするというんだったら、ここ、誰が何点とかというのを言えなくても、中身の点数は言っていっていると思うんですよ。それを示せないで、合計は41、38だけじゃ透明じゃないですか、公平じゃないですか。どういう評価をしたのか私は聞いているんです。ただ、それは1人1人が違うからこうなったんだと。そこにね、大きな差があるんだたらなんとなくわかるかもしれないけれども、これ小さい差ですけれどもね、ここが変だなんて私は思うけれども、ここちゃんと出したほうがいいんじゃないですか。

○寺口貴広生活環境課長 プロポーザルの実施要領におきましては、合計点のみ公表するというところで規定をしていたところでございます。

今回、委員会資料として評価項目ごとの合計点はお示したところでありますけれども、委員個々の内訳についてお示しするという、そうした考えはございません。

○村椿敏章委員 やっぱおかしいな。例えばね、その3番の提案内容、この3番の提案内容でね、第1の提案者の点数が大きくて、そして第2提案者のほうが少ないと、これもそんな感じになっていますけれども、かなり差もあります、ここで差がついて、こっち側は逆にね、第2提案者のほうが点数が

高いと言うんだたらわかるんですけれども、これ逆転しちゃっているのが本当にわからない。説明してほしいんですけれどもね。だから、説明するためには中身を、誰がじゃなくて、何人が5点をつけたのか、何人が4点をつけたのか、それは出したっていいんじゃないですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後4時02分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

村委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 評点の表ですけれども、村椿委員も御意見ありましたけれども、再度どこまで出せるかというのをちょっと市のほうでも考えまして、改めてお示しをさせていただきたいと思っております。

○村椿敏章委員 ぜひ、この内容の差がどうして出たのかというところを解明していきたいなと思います。

最低でも市職員6人と外部の方4人の点数のシートが、そういうのがわかれば、その辺は最低でも必要かなと私は思います。

次の質問に移ります。

次は1のほうのbですね、業務評価というやつですね。それが当施設と類似した業務の実績、経験を有しているというところです。第1提案者は、様式2に、一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理及び再生処理業務とあります。一般廃棄物の処理の実績、経験を有しているかどうか、そこについて確認しましたか。

○寺口貴広生活環境課長 今回のプロポーザルの参加資格としましては、一般廃棄物または産業廃棄物の処理経験が5年以上あるということを条件としておりましたので、第1提案者につきましては、産業廃棄物を主とした経験ではございますが、令和6年度1年間ではございますが、当市の最終処分場、一般廃棄物の経験もございますし、自社と言いますか、その第1提案者の事業としても一部、木くずなどの処理に関しましては一般廃棄物の受け入れも行っているというところで、一般廃棄物の経験もあるというところは確認しているところでございます。

○村椿敏章委員 私も、今まで産廃事業者ですから、埋め立ては産廃も同じようにできると思うんです。ただリサイクル、そして破碎のところですね、破碎もあるかもしれないですね。だけれども、リサ

イクルですか、そこについては経験がないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 産業廃棄物につきましても、やはり分別、破碎で、資源物につきましてはリサイクルをしておりますので、そういった部分ではリサイクルの経験もあるというふうに判断したところでございます。

○村椿敏章委員 ただこれは、赤いゴミ袋、黄色い袋もありますね、プラも。それと、赤い袋が大量に入ってきたり、あとトラックで、自分で持ち込んできると、そういうパターンのごみもあるわけですから、そういう経験があるかと言ったらないんじゃないかと思う。それを受け入れられるだけの経験を有しているとは思えないんですけれども、どうでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 確かにおっしゃるとおり、網走市での施設の経験というのは、破碎・リサイクル施設での処理経験は確かに第1提案者はございませんけれども、先ほど申し上げたとおり、産業廃棄物に関しましては、最終処分場やリサイクル施設という部分で長年経験してきた、管理経験がある事業者というふうには思いますので、そこは産業廃棄物と一般廃棄物の違いはありますけれども、受託しようとする業務に関しては経験を有しているというふうに判断したところでです。

○村椿敏章委員 そういった中で点数がね、やっぱりここも、第1提案者のほうが上なんです。第2提案者のほうが低い数字ですね、41点と38点ですか、3点の差があるんです。第1提案者のほうの一般廃棄物の取扱いをしていますよということを言っているんですが、これって一般廃棄物処分場処分業許可書、これをホームページにはアップしています。第1提案者ですね。それを見ると、何と書いてあるかということ、木くずとか抜根の処理を持っていますよと。これって網走市内の事業者さんも持っていると思うんです。ちょっと調べてみたら、ナカジマさんとか、栗田石材さん、高田メンテナンスさんとかが所有している許可書です。美幌で言えば安全運送さんとかね、道と建設、芙蓉建設、もう1つシルバー人材センターというのもありました。だから、この一般廃棄物許可書というのは、一般廃棄物を扱っていると言っても、その抜根のやつなんですよ。だから、これを持ってね、できるというふうに考えたのかどうか、その辺についてはどう考えますか。

○寺口貴広生活環境課長 木くず、抜根に関するその廃棄物の許可を持ってという、そこもないわけではございませんけれども、それらを含めて、第1提案書は先ほども申しましたように、産業廃棄物が主たる事業、産業廃棄物の処理を主な事業としておりますけれども、そちらの産業廃棄物のほうで最終処分場の管理ですとか、リサイクル施設の管理をしてきた部分で経験があるというふうに判断したところでございます。

○村椿敏章委員 そういことですか。ただね、かなりの量が、産業廃棄物とは違ってね、一般廃棄物、皆さんのごみ袋が入ってくるわけですから、非常に大変な作業を今の、第2提案者の方々はやっているということですよ。そういう意味で、この業務評価もやっぱり差があるのはおかしい話で、先ほど言ったように、この内容についてもね、点数の差がどうして出たのかは公表して欲しいと思います。

あと、先ほどちょっと話がありましたけれども、4月1日まであと10日あまりとなりました。先ほど人員が集まったというふうに、集まったとは言っていないですよ。名簿をそろえるという話だったですね。何人集まっているかというのを確認していますか。

○寺口貴広生活環境課長 おおよそでございますけれども、新たに20名程度は確保して、足りない10名程度については本社から応援を頼むということで聞いているところでございます。

○村椿敏章委員 20人程確保できたということですね。本社の人間を配置するということでした。先ほども今言った10名だったと。でもね、このホームページを見たら、ホームページばかりじゃなくて、この資料を見たら、第1提案者の社員が25名ですよ。そのうちの10名を連れて来るのは結構大変な話だと思います。本当にできるんでしょうかね、これ。

○寺口貴広生活環境課長 引き続き募集は継続しているということで伺っておりますので、当然そこはより30人に近づいていけるように今後も人の確保はしていくというふうに聞いております。

○村椿敏章委員 その20人確保していますよという話を信じていると思うんですが、やはり名簿でね、出してもらわないとどうなるかというのは非常に心配ですね。やっぱり集まらなくて混乱してしまう可能性は十分にあるわけですよ。要は、先ほど、前回

言っていた、4月1日に30人集まらなくても、その後でまだ集まれば良いというような、そういう答弁をしていましたけれども、それだとやっぱり混乱が生じると思うんですよ。4月のときはかなりごみの量が多いですよ、ほかの時期と比べて。どれぐらい多いんですかね。

○寺口貴広生活環境課長 量につきましては、ちょっと今具体的にお示しすることはできませんが、委員おっしゃるとおり、年度末、年度始めはやはり引っ越しなどのシーズンもございますので、ごみは通常のときよりはやはり多いかなというふうに思っております。

○村椿敏章委員 やはりね、3月、4月、5月とやって多いみたいなんですね。なので、今の状況をね、市の職員も見て、どういう状況なのかを確認していただいたほうがいいと思います。

そして、もしなかったらどうするかという質問しました、前回ね。そうしたら、履行ができない場合はそれ相応の対応をしなくてはいけないと部長は答弁されておりましたが、この対応というのはどういう対応なのか伺いたいと思います。

○寺口貴広生活環境課長 まずは業務の履行状況を確認し、改善の状況などを聞き取った上で、あとは契約書にある契約条項に基づいて対応していくことになるというふうには考えております。

○村椿敏章委員 契約条項の内容でしますと、その契約条項の内容はどういう内容ですか。

○寺口貴広生活環境課長 一番厳しい内容としましては、契約の解除ということもございます。

○村椿敏章委員 そうですね、履行できない場合、一番厳しい場合、そういうふうな形になると思います。

契約を切ったら、このごみの破碎・リサイクルは止まってしまうわけですね。そのときには誰がその処理をするんですかね。

○寺口貴広生活環境課長 現時点では、人員の目処も立ったということで、4月1日から履行されるものと考えておりますので、なかなか今、そういう仮定と言いますか、についてはお答えしかねるところでございます。

○村椿敏章委員 要は、先ほど言った人数の目処はついてきたということで、今のところは答えられないということですね。わかりました。そういうふうに考えていたということですね。

やはり作業員の配置、それから業務評価の部分に

についても第2提案者が低いことが、私は納得できません。

今回のプロポーザの中で欠けていたのは、一般廃棄物の処理をする、廃棄物処理の原則を忘れたプロポーザルだったんじゃないのかなと。

要は、最終処分との延命化だけを重く見て、プロポーザルの形で契約者を決めてしまった。これによって、一般市民、私たち市民のごみを出すのが大変になる。あそこで車がずらっと並ぶとか、そういうことだって非常に迷惑になってしまいますよね。そうしないようにするためにも、網走市はちゃんと決断していかなければいけないのかなと思います。ぜひですね、この辺についても検討していつてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 処理に支障をきたさないように、新たに受託する事業者とは業務開始まで十分打ち合わせなどを行って、準備を整えていきたいというふうに考えております。

○村椿敏章委員 そうなんですよ。網走市が円滑にね、ごみを受け入れられるようにしなければならないわけだから。

そこで、例えば人員が少なくてもうまく回らないといった場合は、市の職員が行って手伝うとか、そういうことだってしなければいけないんじゃないのかなと思うんですけども。

○永本浩子委員長 村椿委員、質問の内容が重複しておりますので、1つ1つ前に進んでください。

○村椿敏章委員 わかりました。

ぜひ、混乱しないように対応していただきたいと。その場合、市の職員を入れるとか、そういうことも検討していただきたいと思います。

私から以上です。

○金兵智則委員 種々いろいろ議論があったんですけども、ちょっと不明な点をお伺いさせていただきたいと思うんですが、このプロポーザルの審査なんですけれども、この第1提案の第2提案者の資料は、最初の段階で委員の皆さんに、審査員の皆さんには当たっているということなんですかね。

○寺口貴広生活環境課長 事前にお渡ししております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。ということは、それに目を通してきて、審査でお話を聞きながら、質疑をしながら点数をつけていくということなんですけれども、これ、点数をつけるに当たって、第1提案者と第2提案者に差異をつけなければいけ

ないとかというルールは別にないんですか、あるんですか。

○寺口貴広生活環境課長 評価、採点につきましては絶対評価という考えですので、どちらかをプラスにしなければいけないとか、そういう差異をつけなければいけないというルールはございません。

○金兵智則委員 そうしたら、項目によっては両方とも同じ点数の委員もいるというわけでしょうし、例えばこれ、点数って自分で点数をつけるわけじゃないですよ。a、b、c、d、eでaをつければ何点というのはもう決まっているので。そういった流れの中で、ちょっと1個だけお伺いしたいんですけども、最後の金額の部分で、これ一番わかりやすく、100点と80点なので、全員が10点と全員が8点だったんだということなんだと思うんですけども、これ、上限額に収まっているかどうかで100点、80点なんですよ。多分100点のほうが安かったんだということはわかるんですけども、この収まり方で、例えばcをつけたり、dをつけたり、eをつけたりするということはないんですかね。これを見ると必ず差をつけなければいなくて、その差は1段階とかという決まりがあるのかなというふうに思ったんですけども、これってそういうわけじゃないんですよ。

○寺口貴広生活環境課長 価格評価の部分でございますが、まず、両者ともこちらで設定した限度額に収まっている中で、まず最低の価格をつけた事業者が100ポイントとして、点数を10点配点することにしております。あとは、そこからの差を97ポイントから99ポイントだと8点、94ポイントから96ポイントだと6点、91ポイントから93ポイントで4点、92ポイント以上差があるものは2点ということで、最低価格との差から算出されたポイントにより評価点を決めているところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。これだけを見ると、どうやって、一番安いところは10点にしても、それより高くなった、これが2個あったり3個あったりするわけですから、どうやってつけるのかなというちょっと不思議な部分があったので聞いてみました。

ちなみに、一番点数を取ったところとはもう契約をされたというふうに伺ったんですけども、やっぱり契約金額ってなると、ここで示された見積金額が契約金額になるということなんですね。

○寺口貴広生活環境課長 優先交渉の提案者となっ

た事業者とは、このプロポーザルで結果が出た後、契約するまでの間に何度か交渉しまして、最終的に仕様を定め、その仕様に基づいた委託料を積算しているところでございますが、今回につきましては、この提案時よりも仕様の見直しに伴い、いくらかさらに低い金額で契約に至ったというところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。じゃあ、その契約に至るときの仕様については、やっぱりこの提案内容が十分に盛り込まれているというか、ほぼほぼ盛り込まれているものなのか、大体盛り込まれているのか、半分ぐらいなのか、その辺ってどんな感じなんですかね。

○寺口貴広生活環境課長 独自の提案につきましては別途費用がかかるものですから、そこは盛り込んでおりませんが、それ以外の部分では、おおむね提案があった内容については盛り込んだところでございます。

あと、そのほかに、人員と車両につきまして、元の仕様書ではそれぞれ破碎・リサイクル施設で何人、最終処分場で何人というような形でお示しをしておりましたが、そういった部分につきましてもそれぞれ一体となって管理をするということで、人の部分もやりくりをする、融通し合うというところで、もともとの仕様ですと総合計で34名というところでお示しをしておりましたが、最終的な仕様では30名という形で人数が減っている部分、また、あと車両につきましても、そういった形で互いに融通するというところで、タンブが1台減っているというような形で契約をしているところでございます。

○金兵智則委員 それがプロポーザルというようなものかもしれないですよ。

ちょっと初めてに目の当たりする部分もあるので、仕様が変わってしまう、最初予定していたものより人の重機も減ってしまうということに不安を覚える部分も多分にあるのはありますけれども、そのやりくりという提案もあって、それを飲んだという部分もあるんでしょうから、そういうふうになるんだなというふうに思うんですけども。

ちなみに、その人がいないと、重機もこれがそろえるみたいな話も予算等審査特別委員会であったかのような記憶をしているんですけども、重機のほうももう仕様で契約に結ばれているんですから、そろっているというふうに考えていいんですかね。

○寺口貴広生活環境課長 重機類、車両につきましては確保できたというふうに聞いております。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

さっき、あと仕様に対して独自のもので別途予算にかかるものは盛り込んでいないというふうにおっしゃっていたんですけれども、その部分が評価されていたとすれば、それ仕様に盛り込まれていないということが問題にはならないのでしょうか。

○寺口貴広生活環境課長 そちらの部分については提案の評価の項目には当然ってはい入るんですけれども、必ずやらなければいけないと言いますか、業務ではないですので、費用含めてプラスにかかるという部分という考えでございますので、そこは改めて契約をして、採用する場合にはその部分は履行していただくという形になると考えています。

○金兵智則委員 じゃあ、ちなみに伺いますけれども、その設備の例えば改修だったり増築だったりということが必要だというような提案もありましたよね。場所を移動したいだとか、こっちの業者さんでいけば、なんか圧縮の機械を入れたいとかという提案もあったんですけれども、そういうお金のかかるものは、その見積金額の中に含まれているのか、それともそれをやる時には市としてお金を出して対応しなければいけないものなんですか。

○寺口貴広生活環境課長 例えば、今回でいきますと、発泡の現用機の動線、配置の場所を変えたりという部分がございましたけれども、その事業者で対応できる部分の作業についてはその見積りの中に含まれておりますけれども、例えば電気工事ですとか専門の工事で別途発注しなければいけない部分につきましては、そこは市が発注して別で費用を負担するということになります。

○金兵智則委員 ということは、プロポーザルの内容によっては、また別途追加でお金がかかるという可能性も出てくるということですよ。

○寺口貴広生活環境課長 おっしゃるとおりです。

○金兵智則委員 市がお金を出さなければいけないものについては、仕様書には盛り込まれていないということなんですよ。

○寺口貴広生活環境課長 今回の、今申しました発泡現用機の移動につきましては、目的としては、その埋立ごみから資源物を取り除くための移動でして、仕様の中にはそういう新たに埋め立てから取り除くという作業については付け加えておりますけれども、その機械の移動というところは仕様の中では

特段盛り込んでおりません。

○金兵智則委員 なかなか難しいですね。

減容化の提案があったけれども、ちょっと別途お金のかかるものに関しては仕様に入れられなくて、必ずやらなければいけないものではない。でも、最終処分 of 延命化のためにはその減容化が必要であって、そこは仕様書に盛り込まれないということになってしまえば、結局、じゃあプロポーザルの結果としてどれぐらいの効果が得られるかというのは、いろいろね、議事録見せていただいたら、その容領の提案もありましたけれども、そこは見込めないかもしれないということもあるということですよ。

○寺口貴広生活環境課長 今回の提案のあった事項につきましては、費用のかかる、かからない部分はございますけれども、減容化のためにそこについては取り組んでいきたいというふうには考えております。

○金兵智則委員 そうですよ、減容化に進んでいくためにプロポーザルをやったんですから、それに進んでもらわなければ困るんですけれども、なんかプロポーザルで出てきたものは全てやれるわけではないということですよ。しかも、それを仕様書として全てやらなければいけないという扱いにもなっていないということでもうね。じゃあ提案はしたけれども、例えばお金のかかるものをいっぱい積み上げていた人がすごく評価を取ってしまえば、でもお金がかかるからできないよねって言ったら、通常作業しか結局はできないけれども、評価だけがなくて取っちゃったということもあり得るということですよ。そういうプロポーザルになっちゃいますよね、それだと。

○後藤利博副市長 そもそもプロポーザルの扱いと言いますか、その部分でお話ししますと、提案を受けた内容を受けて、何社出るかわかりませんが、最優秀の提案者、次点というんですけれども、そういう方、順番に1番目の方と交渉がまとまらなければ2番目の方ということになって、どういうことをやるかという、プロポーザルで決めた事業者と随意契約になります。お金の競争とかそういうことではなく。プロポーザルで提案されたものが全て実際に仕様書に組み込まなくてもいいということになっている。ただ、私達がこういうことを目的として技術提案をお願いしますとか知見を求めたわけですから、その中で、市で言えば、一定のやはり予算額とか予定価格を当然持っていますので、それを

例えば飛び込むような中で全部引き受けるということになると、市も予算上持っていないのに市もお金を出すということになりませんので、そういうことは1つの目安になるんですよ。そうやって考えていきますと、提案された内容で一番多くいろいろなことをあげて、いろいろなあれをやって、一番多くやったら、出したところが一番いいよねってなって、そこと交渉し始めたときに、まさに今のような議論になったら、私たちもそこは契約できませんというような世界になります。随意契約ですから。ですから、そういうことも、金額のことを最終的に含めた中で、これとこれとこの提案でこれだけ仕様に盛り込めますかと言って、いやいや、向こうはこれをやらなければ駄目だということで嘯み合わなければ、そこは随意契約と言いながら契約は成立しないというようなことになります。

一方では、先ほど言ったように、全て提案されたものを盛り込まなくてもいいということになります。そこは随意で協議をして、どういうものをその契約の中に盛り込むとか、仕様の中に盛り込んで効果を上げるかということを、そこはお互い協議をしまして契約するというのが、それがプロポーザルということなんですよ。

○金兵智則委員 正直に言えば、半分わかったような気がします。

ただ、協議が整わなくても、でも最初に協議する権利は得られるんですよ。プロポーザルで1位になれば。協議の中で、ここはちょっと駄目です、ここは入れられないです、入れられないですという中でも、契約を結んでさえしまえば、なんかよくなっちゃうというようなニュアンスは、ちょっとまだぬぐいきれないなと思います。プロポーザルがどういうものかというのはわかりましたし、随意契約だというのも要領や要綱に書いてあったので、それもわかるんですけど、なんか結果として、最終的になんかその提案されたものがやれるのが、逆に契約書みたいなものは僕らの見れるんですかね。契約内容、仕様の内容は見れるんですかね。例えば委員会としての資料要求をしたときにプロポーザル出たことと、結果、仕様書ではこういう契約になったというのは見比べることができるんですね。

○後藤利博副市長 それは、資料要求があれば。

○金兵智則委員 なんか後日またもう1回委員会をやりそうな雰囲気もありますので、もし委員の皆さんがよければそれを資料要求として追加させていた

だきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○永本浩子委員長 ただいま金兵委員のほうから契約書の公開をというお話がありましたけれども、資料要求するということで皆さん同意するということでもよろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 今の金兵委員の質疑では、もともと契約する雛形と本来契約すべき雛形で、いろいろプロポーザルで盛り込んで変わった部分があるという話なので、それであれば、もともととの雛形と変わった雛型との見比べができるように、両方資料公開という理解でよければ、私はそのようにしたほうがいいと思うんですけども。

○永本浩子委員長 それでは古都委員のほうからも発言がありまして、雛形と一緒にということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

理事者のほうは資料要求大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次回の委員会までに用意していただくということをお願いしたいと思います。

○金兵智則委員 資料をちょっと見せていただいたほうが多分ここでやり取りするよりもわかりやすくなると思うんで、取りあえずその資料を待ちたいというふうに思いますので、私から以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 大きく被っているところもあるんですけども、まず、これちょっと聞きたいんですけども、信頼性という部分の評価なんですけれども、さっき僕も後問に思っていた、委託量の上限に収まっているかということで80とついていたから、えっ、オーバーしたのかなと思ったら、そうではないということがわかったんですけども、これ、信頼性、差をつけるのってすごくむしろ難しいかなと思うんですけども、業務停止命令とかがあったら、過去にあったのかなということで見るためのやつで、基本的には僕、全部5とかになるところで、そういうふうなところを見ているのかなと思っていますんですけども、これ、どういうのを見て査定する項目だったんでしょう。

○寺口貴広生活環境課長 企業評価の部分でございますけれども、提出いただいた企業概要や財務諸表、実施体制などの書類のほか、当日のヒアリングにより評価を行ったところでございます。

○古都宣裕委員 じゃあここは、先ほどみたいにわかりやすいか、基準があって、ある程度決められて

いるものですよじゃなくて、めちゃくちゃ主観だということですね。なるほど、理解しました。

その次なんですけれども、細かいものが出てきてからまた改めてやるんですけれども、その下の業務評価というのもあるって、この業務評価で類似した施設、これそもそもの募集要項にあったのかなというふうに思っていて、これ募集要項にあったら、これ当然どちらもクリアしている前提で来ているものなので、これ当然どちらも満点であるべきだとは思いますが、何でそれを点数としてここに項目を入れたのかなというのが疑問だったんですけれども、それは何でなんですかね。

○寺口貴広生活環境課長 今おっしゃるとおり、まず経験という部分では、5年以上の経験を参加資格として定めているところでございますけれども、その上でどのような実績、経験を積んできたかといったようなところをヒアリング等で審査をしたところでございます。

○古都宣裕委員 なるほど、こちら主観だと。

次に、その下なんですけれども、これ、業務上必要な知識を有する現場責任者、作業員の配置とかというのがいろいろ書かれているんですけれども、これら村椿委員も言っていたんですけれども、この部分って、議事録を見ると、第1提案者の方に対して、これ当日までにそろうんですかという指摘がなされているんですよ。でも、結果を見ると、その指摘がないほうがなんか点数が低いというので、これわからないので、これはやっぱり細かい公開が必要なのかなというふうには思うんです。そこは資料が出てくるということだったので置いておくんですけれども。

ちょっと気になるのが、このプロポーザル審査表という、ここ、今見ている表なんですけれども、これ、事前に仕様書というか、応募する業者のところと同じような表があると思うんですよ。それって同じですか。

○寺口貴広生活環境課長 最初の要領で示したプロポーザル審査基準表と基本的には同じになっております。

○古都宣裕委員 これ、僕不思議なんですけれども、普通に同じものをつければいいだけなのに、基本的にはって言ったとおり若干違ったりするんですよ。例えば、2の業務体制のcの緊急対応なんですけれども、もともと示されているのには、不測の事態が生じた際には迅速に対応できる体制が整えら

れているかということでの5点評価となっていたんですよ。ただ、こちら、僕らに示された資料の中では、不測の事態が生じた際には直ちに駆けつけ機能前のための措置を取ることができるかどうかみたいな感じになっていて、これ、多分対応できますかというのと、物理的に距離で、近くまで駆けつけられますかという感じで、なんか違うように受け取れるんですよ、これ。何でこういうところを変えたんですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時50分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○寺口貴広生活環境課長 審査表の評価基準などの表記の仕方に、公告していたものと相違があるんじゃないかというところの御指摘でございました。確かに、先ほど御指摘のあった部分につきましては表現が変わっておりますが、趣旨として変わっているものではなく、こちらのほうは審査表になりますので、審査員がわかりやすいようにちょっと表現を変えたというところでございます。

○古都宣裕委員 これ2つ下段もまた変わっているんですよ。審査員がわかりやすいようにじゃなくて、提案者と審査員が同じ理解じゃないとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。その辺も指摘させていただきます。

まず提案内容を見させていただいて、議事録とかも見させていただきました。提案内容、これ、先ほどね、質疑の中で事前にお渡しして読んでもらっているという話も聞きましたけれども、確かに第1提案者のほうの資料のほうが見やすいんですよ。なるほどなど議事録を読みながら思った部分もあるんですけれども、一方でですよ、これ、第2提案者は細かいんですよ、ちゃんと3足す3は6になります、だから6なんですというような、提案の中で細かい理由も書いているわけです、式の中で。だから余計細かいのでちょっと見づらい部分もあるんですけれども、一方で第1提案者さん、見やすいんですよ。私も8にできますみたいな感じで書いてあって、この8の理由付けというのがちょっとよくわからないし、質疑の中でもないので、その中で事前に見て審査されたんだというのは、なんとなくよくわからない。僕は見えていて何でこうなったのかなという、どれぐらい減

量できますという説明自体は、多分見ている中ではやっているんですけれども、一方で、こうこうこうだからこれぐらいというその前段がないなというふうに思ったんですけれども、その辺は見たんでしょうかというところがちょっとわからないんですよ。どうですか。

○田邊雄三市民環境部長 第1提案者、第2提案者、それぞれ提案の仕方に特徴と言いますか、あるところがございますが、第1提案者につきまして、減容効果と数値としては示しておりますが、確におっしゃるとおり、この異なる計算式については表わされてはおりませんが、あくまでこの減容効果につきましては事業者が積算したかですて、もちろん効果は今後検証していく上では大事なことかと思うんですけれども、まずはこういった減容化の手法、取組を行っていくかといったところを着目して審査をしたところがございます。

○古都宣裕委員 先ほどのこの中の審査の表現がちょっと変わっていたりとかというのを併せてちょっと気になるんですけれども、先日、雑誌でされていた部分があります。全く関係ないかと言えば、その雑誌に関係している2社業者と今回プロポーザルになっている業者は同じ業者ということで、私は関連していると思うんですよ。その雑誌に出た表記等々の違いというのを確認すると、様式が変わっていたというところ。そういう普通の入札をするときの、北海道とか大きいところだと、様式を変えて出した場合、失格なんですよ。そういうところを見ると、ちょっとおかしいなって思うのが普通の心情なんですよ。そこで、1つ問題なのが、様式の変更はダウンロードしたときに起こったのか、それともこちらが、市側が何かしら変えた様式を送ったのかというので、見方が大きく変わってくると思うんですよ。その辺をしっかりと調査しないといけないと思うし、それが今回のプロポーザルにつながってきていると思うんですけれども、いかがでしょう。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後4時56分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 古都委員をおっしゃる様式ですけれども、競争入札は事業者がホームページ上でダウンロードして使うようにやっていますので、市から直接事業者のほうに提供することはござ

いませんで、そこでどうして違うのかって言われても、それはわかりませんとしか、事業者にも一応確認はしましたけれどもわかりませんということでしたので、わかりませんということでした。

○古都宣裕委員 それを明らかにするのは別として、パソコン自体まだ捨てていないと思うんですけれども、その履歴だとかそうした部分をサーバーとかから追って行って確認しないと潔白にはならないのかなと。その中で、今プロポーザルになって、またこういう形になっているところで、様式というか、審査表も見て、これもちょっとしたニュアンスかもしれないかもしれませんが、関係してくる部分あるんじゃないかなというがった見方になってしまうんですよね。それ、内部ではなく外部で潔白を証明するように、ちゃんとこれ、パソコンを検査してもらおうとかしないといけないと思うんですけれども、いかがですか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後4時58分休憩

午後5時01分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 先ほど古都委員御案内の他の官庁での事例ですけれども、そこはそういう規定、ルールがあるのでそうしているかもしれませんが、当市の規定では、入札に当たっての基本的な要件が整っていれば、入札する事業者が作った様式でも可としておりますし、入札に当たって比較する要件が満たしていれば、そこは入札の執行として有効であると思いますので、そのような形で有効として決まっていることですので、それについてどうだったかと聞いたりいたしますけれども、パソコンの履歴ですとか、そういったところの調査はするつもりはございません。

○古都宣裕委員 取りあえずわかりました。

あとは細かい資料がまた出るそうなので、それを待ちたいと思います。

以上です。

○栗田政男委員 いろいろ聞いていてわかるんですが、そもそもこのプロポーザル方式、今回の入札方式が適正なものか、公正なものかがすごく疑問に感じるんですよ。なぜかという、当事者というか、当事者というのか、その職員の方々が10名のうち6名入っていると。その方々が説明をするのであればいいんですが、採点員として入っていると数字を入れ

てくるんですよ、評価しなければいけない人たちなんですよね。これは民間であれば当たり前のことです。役員だとか社長が全部確認をして点数を入れてって、いいところを取るんですが、役所というものは公のものなので、そこに公平さ、公正さ、正義というものを担保するのであれば、やっぱり職員がこの中に入るというのはまずいんじゃないかと思うんですが、その辺の見解についてはどうですか。

○田邊雄三市民環境部長 市が行っている廃棄物の業務で、委員会の中でも御意見をいただいておりますけれども、今は委託しておりますけれども、本来は直営で、最終的には直営にしろ、委託にしろ市が責任を持ってやる業務でありますので、そして委託業者にしても、市も管理というか監督の下行っている、市は責任を持ってやらなければいけないというのは、前回栗田委員からの御指摘も受けたところですけれども、そういうつもりでやっておりますので、その担当が入らないということにはなりませんので、市の職員、そういうものをわかっている市の職員、市の考え方に基づくもの、経験のあるもの、そういった職員を入れてやっていったということになります。今回は、外部委員につきましては、前々回ですか、金兵委員からの御意見もあって、そういったところも入れて今回実施させていただきましたので、今回様々改善はしてやっているというふうに考えております。

○栗田政男委員 言わんとしていることは、民間だったら入って当たり前なんだよね。皆さんは公の公務員という職でこの場にいるわけですよ。その責任者、人事権を持っているのは市長なんだよね。市長のやっぱり意向というのは、市長の答弁の中ではそんなことは絶対にないという答弁をしました。けれども、人間の心理として、やはり市長に嫌われたくないし、その意向に沿うというのは、やっぱりこれ必然的に当たり前の話なんですよね。それが全くないなんていうことは多分あり得ないでしょう。僕はそう思います。皆さんはそれを突っぱねるかもしれないけれども、そういう見方をしたときにやっぱり適正さに欠けるでしょうし、ほかの市民が見たときに本当にそれで大丈夫という結果が多分このプロポーザルの結果だと私は思っています。だから、そういう危険性があることはやっぱり排除しなければいけないから、もしこれを、方式を取ってこれからも進むのであれば、厳格なルールの下に、やはり市の職員は、そこに説明とかいろいろなことで入るの

は構わないけれども評価をするのはまずい。いろいろな知見があります。今回いろいろなことで、これも結果、北見の業者が落としています。当然、それも前の委員会、12月の委員会のときも言いました。大都市の産廃業者と網走の今までの業者というのは、あの仕事しかやっていなかったもので、やっぱり経験値から行くとほかに差があります。都市部はそれだけ大きなものを預かりますから、経験値というのは物の量で全て決まってくる。これもビジネスの常識です。だから、皆さんが何を言おうが、やはり透明性をきちんと担保するような厳格なルールの下にプロポーザルはやらなければいけないというふうに私は思いますし、要するにプレゼンですよ、プレゼンを基にした評価基準、方式ですから、これは民間でもよくやることなんです、この役所というものは特殊ですから、やっぱりそこに多少でも利権だとかいろいろなものが関わることは絶対にあってはいけないですし、犯罪行為ですから。そういうことを考えたときに、なんかもわもわとしたものを感じるんですが、部長、どう思いますか。

○後藤利博副市長 今、栗田委員から御指摘がありましたけれども、役所の職員がプロポーザルの審査員であることの適正さという部分かなと思うんですけれども、ちょっと別な言い方をされてしまったけれども、そういうことには私は当たらないとは思っております。例えば、今回のケースはまさに市の施設でありますし、これまでやったプロポーザルも、例えばホームページの内容の部分なんかをやっています。そういうときには、当然そこに市の職員も担当している者が入ることによって、その提案された内容について、正しいとか間違っているとかじゃなくて、やはり業務を遂行していく上においてより有効だというような判断というのは、やはりまず担当されている職員というのが1つの審査に入ることについては、私は問題ないかなと思っております。ただ網走市には、プロポーザルはこういう形でやりますという全体の、1つのガイドラインと言いますか、マニュアルというものは、それは持っておりません。先ほども申しましたけれども、そのときそのときに仕様を定めたり、要綱を定めたり、これまでもう過去からかなりやっているものもありますので、後からやる事業については、先にあったものの参考としながらというようなことがありますので、必ず皆一緒かと言ったら一緒ではないですけども、まるっきり違うというようなこともございま

せん。そういう意味では、主としてこういうプロポーザルをやるというふうにおいては1つのガイドラインなり先進事例など調査して、研究をしておく必要があるだろうというふうには考えてございます。

○栗田政男委員 これは見解の相違ということで、当然そういうことを返答してくるというふうに思っていました。私は全然そう思いません。これはまた別の機会ですっかり議論をさせていただきたいし、やはりその判断は、皆さんが判断することが正しいのか、私が判断することが正しいのか、どこかで決着をつけなければいけないのかなというふうに思っています。

今、担当する職員がある程度しっかりとその内容を知っているからというお話でしたが、知ってのとおり市の職員ってしょっちゅう異動するじゃないですか。担当者だって、今の課長だってそれほど詳しくなるほどいますか。部長だってずっとプロパーでこの環境でやっていたわけじゃないでしょ。だからそれも多分当たらないような気がしますよね。本当の専門家、プロパーでいてくれるのであれば、それは確かにその人に聞いたほうがいいでしょうけれども。

――（46字取り消し）だから、それは問題があるんじゃないかということを言っているのと、お手盛りになっては困るじゃないですか。自分たちの有利になるようなことに点数を入れていくということが人間の意識の中に、人間って感情動物だから絶対になるんですよ。そんなことも、公の席ではそういうことに対してはとも言えないし、私もそこまでは追求できませんけれども、ここも公の席ではありますけれどもね。そういう心配があるところについてはしっかり排除するのが必要だということを申し上げたいと思います。

もう1点、反対討論でもちょっと言ったんですが、去年の4月、いろいろな事情を、ああいう形で暫定的で1年間、今の入札で落とした会社をお願いをするような意向、そこに決めていたわけではないと思いますけれども、そういう流れの中、12月のぎりぎりの段階で追加提案できたということは、これもさ、多分答弁できないと思うよ。答弁できないと思うけれども、なんとなくつながってくるのかなという気がしてならないんですよ。これはもう指摘しておかなければいけないし、万が一にもそんなことがあったら、全部出来レースでこれ進んでいた

のかなというふうな、私はこういう感想を持ちます、正直に言って。これもやっぱりしっかりとさせていただかないと、結果どうのこうのというのはまた別の問題、議決になっているわけですから。

もう1点指摘しておきますが、先ほど来、僕も予算の中で言いましたけれども、この業者が請け負ったこの金額で全て賄うという答弁をたしかしてくれましたよね、課長。間違いのないよね、それについては。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時13分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

栗田委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 前に御質問があつてお答えした内容につきましては、契約した内容もそれに伴う金額、それはしっかりとその契約金額の中でやっていただくというふうに答弁したと思っております。

○栗田政男委員 例えば故障して、市の機械ね、破砕機が故障したり、そういう修理とはまた別に発生しますよね。いろいろなことでコストの部分で変動があるのはお構いなしですが、逆にこれ心配で、僕、何を聞いたかということ、じゃあその業者さんがいろいろなことで投資をしてくれるわけですよ、必要な機械。データを見ると、そんなに大きな会社じゃないので、それほど余力は重機等も含めてないみたいです。これだけの数だと、とってもこっちに、余分に回せるというのは少ないと思うので、そういうことを反映したときに、本当にうがった見方をすると、いろいろな増設だとか施設の改修だとかということで、そちら側にいろいろ費用が流れていく可能性はないかという心配があつたので、僕はあのときに確認したんですが、そのニュアンスは伝わっていましたよね。

○田邊雄三市民環境部長 本来委託業者が支払うべきものを市が肩代わりするとか、そういうことではありません。処分場の中にも市が責任を持ってやる所と委託業者が用意するもの、市のものであるけれども委託業者が何かあつたときには修繕するもの、定められておりますので、それはリスク分担、役割分担の中でやっていきたいと思っております。

○栗田政男委員 それを確認したかったのと、かかるもので明らかに今のとこで見えてきているのは、その埋め戻しの部分の5千万なにがしというのは当

然その業者がやるような話でしたから、その部分については了解をしています。ただ、今後発生して、そのヤードを増設したりいろいろなことは、交代した段階でね、すぐそうやって金をくれ、金をくれみたいな、造ってくれみたいなことはとんでもない話なので、しばらく猶予があって、なおかつ我々にも説明した上でやっぱり執行してほしいし、やっぱり大切なものです。多額のお金がかかります。施設はすごくお金かかるので、だから、そういうこともしっかりと取り組んでほしいな。もう決まったことですからお願いするしかないし、4月1日からは違う業者が入ってきてやってくれるわけですから、これはしょうがない話なので、その辺の注意点を指摘したいと思います。

プロポーザルのこの内容については、僕は見た感じ、うーんという感じで、これを指摘しても私自身はしょうがないのでこれ以上のことは言いませんが、本当のプロポーザルで、副市長が言ったように規定がない、明確なもの、ルール化していないということですから、それは早急にやるべきです。プロポーザル、そのケースバイケースはあろうかと思いますが、ルール化を見せ、厳格にやって、できるならばやっぱり職員を外したほうがいい。これはやっぱりさっき言った理由ですし、市長の意向が必ず影響しますか。人ですから、人間ですから、それがゼロだということは皆さんあり得ません、なんぼ言たって。僕はそのように思いますので、そういう疑わしきことのないようにしっかりと制度を構築するというのが大事だと思います。

入札制度なので、今回のことを見てプロポーザルが適切なのかなというちょっと疑問点も正直芽生えたのも事実であります。今回はそれに賛同して通す議員が多かったわけですから、これはしょうがないなど。議会制民主主義の原則ですから。そういう意味では僕の言いたいことは伝わった。ちょっと説明も下手だからさ、わかってくれないかなと思うんだけど、大丈夫ですか、課長。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 ごめんなさい、1点確認し忘れていたんですけれども、里見委員の質疑の中で、採点のときのオブザーバーのコメント、採点を始めたときにオブザーバーにコメントをもらっているという話だったんですけれども、その理解で。採点中にコ

メントしてもらっているということで間違いないですか。

○寺口貴広生活環境課長 採点の時間の中でコメントをいただいたところでございます。

○古都宣裕委員 僕、それ問題だと思うんですよ。めちゃくちゃオブザーバーのコメントに影響される確率はすごく高いと。

先ほど栗田委員とのやり取りを見ていても、じゃあ今回、議員の皆さん、プロパーかと言ったら、ごみの機械を直接扱ったことがあるわけでもないし、環境とかで学識経験者という方がいますけれども、この学識が、じゃあ今回のごみ処理上でどう活かして、僕はこれずっと指摘させていただいていますけれども、広い知見を、そういうのは学識経験者ではなく有識者ですから。だからそれを考えると、この方々、今回のこのオブザーバーの方の意見に全然左右されないかと言ったら、めちゃくちゃされそうなメンバーなんですよ。その中で点数つけるときにオブザーバーの方がコメントしているということは、オブザーバーの意向が大きく反映してしまうんじゃないかなと。採点が終わった後に、せめて採点が終わった後にオブザーバーの意見をいただいたって言ったはまだ理解はできるんですけども、採点中にオブザーバーにコメントさせると、オブザーバーの意向がものすごく反映されるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はなぜ気をつけなかったのかなというのがすごくわからないんですけども、どうなんでしょうか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時23分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○寺口貴広生活環境課長 今の古都委員の御質問に関する答弁ですが、ちょっと確認の上、改めて御答弁させていただきたいと思います。

○古都宣裕委員 確認して、その該当部分のやつ、できれば音声で、明らかに終わっているほど待っているのかどうかということも確認できるように何らかの形で示していただければと思います。

以上です。

○栗田政男委員 先ほどの質疑の中で、私の質疑、発言の中で、職員の慣れていない云々という文言については、捉え方によっては不穏当な発言という形になろうかと思いますが、その部分は議事録から

削除をお願いしたいのと、誠に申し訳ないという謝罪をさせていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 それでは、ただいま栗田委員から、先ほどの発言の中で職員に対する発言の部分を削除していただきたいという要望がありましたけれども、具体的にはどこからどこというのはわかりませんでしょうか。

〔「後で音声を確認すれば」と呼ぶ者あり〕

それでは、後ほど確認の上、削除させていただくということで皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、なきようですので、この件についてはこの程度でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これを持ちまして民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後5時23分閉会
